

○沖縄県警察職員の再任用に関する訓令

(平成16年 3 月16日沖縄県警察本部訓令第 5 号)

改正平成20年12月24日訓令第19号平成21年 3 月30日訓令第14号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 勤務条件等（第2条―第4条）
- 第3章 再任用の手續（第5条―第11条）
- 第4章 任期の更新手續等（第12条）
- 第5章 雑則（第13条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4及び第28条の5並びに沖縄県職員の再任用に関する条例（平成13年沖縄県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づく沖縄県警察における再任用（以下「再任用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 勤務条件等

（任期等）

第2条 再任用に係る職員（以下「再任用職員」という。）の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、当該期間内で警察本部長（以下「本部長」という。）が定めるものとする。

- 2 前項の任期は、条例第3条第1項に規定する場合であつて、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で、可能であると認められるときは、更新することができる。

（勤務形態）

第3条 再任用職員の勤務形態は、次に掲げる形態とする。

- （1） 常時勤務（法第28条の4の規定により採用した職員）
- （2） 短時間勤務（法第28条の5の規定により採用した職員）

- 2 前項の勤務形態の決定は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響、職務の内容、職員の処遇等を総合的に勘案して、本部長が決定するものとする。

（勤務時間等）

第4条 常時勤務の再任用職員の勤務時間、勤務の割振り等は、通常の職員と同様とする。

- 2 短時間勤務の再任用職員の勤務時間、勤務の割振り等は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）及び勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）に定めるもののほか沖縄県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成11年沖縄県警察本部訓令第13号）に定めるところによる。

第3章 再任用の手續

（制度の周知）

第5条 再任用（第2条第2項の任期の更新を含む。以下同じ。）に当たっては、関係職員等（すでに退職し、再任用の対象となっている者を含む。）に対して、再任用制度の概要、勤務条件、再任用の手続等をあらかじめ周知するものとする。

（希望状況の調査等）

第6条 毎年度末までに、募集案内を作成し、再任用希望調査票（様式第1号）により再任用に関する希望状況の調査を行うものとする。

（再任用希望の受付）

第7条 前条の希望調査により、再任用を希望した者がいる場合は、再任用選考申込書（様式第2号）を提出させるものとする。

2 前項の申込書には、身体検査書（様式第3号）及び健康状態等申告書（様式第4号）を添付するものとする。ただし、過去1年以内に受診した定期健康診断又は人間ドッグの結果を記載した書面がある場合は、当該書面を身体検査書に代えることができる。

（再任用の選考の基準）

第8条 再任用の選考は、前条第1項の再任用選考申込書を提出した者の中から、次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- （1） 公務員としての最近3年間における勤務実績（任期の更新にあつては、当該更新直前の任期におけるものに限る。）
- （2） 退職又は任期の更新前に有していた知識、技能等の保持状況
- （3） 再任用の時点での健康状態
- （4） 再任用しようとする官職に対する意欲、適性等
- （5） 再任用しようとする官職にふさわしい資格、経歴等

（再任用選考委員会）

第9条 再任用の選考を行うため、警察本部に沖縄県警察再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は警務部長、副委員長は警務部警務課長、委員は生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長及び警備部警備第一課長をもって充てる。

4 委員長は、必要により委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

5 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

（選考結果の通知等）

第10条 委員会は、再任用の選考の基準に基づき、再任用職員の候補者を選考した場合は、当該結果を本部長に報告するものとする。

2 本部長は、委員会の報告に基づき、再任用の採用又は不採用を決定するものとする。この場合において当該決定の通知は、再任用選考結果通知書（様式第5号）により、その者に対して行うものとする。

（内定者の決定取消し）

第11条 再任用を決定された者（以下「再任用内定者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、本部長は、当該決定を取り消すことができる。

- （1） 再任用内定者から辞退の申出があったとき。

- (2) 再任用内定者として不適当と認められるような行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- (4) その他再任用することに困難な理由があるとき。

第4章 任期の更新手続等

(任期の更新)

第12条 第2条第2項の規定により任期を更新する場合の条例第3条第2項の規定に基づく同意は、当該任期を更新する再任用職員から再任用任期更新同意書（様式第6号）の提出を受けるものとする。

- 2 任期の更新手続は、第7条から前条までの規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、再任用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年3月16日から施行する。
(沖縄県警察職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正)
- 2 沖縄県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成11年沖縄県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成20年12月24日訓令第19号）

この訓令は、平成20年12月24日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第14号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式 省略